

2020.10.16

(件名)新型コロナウイルスの流行に伴うギニアにおける非常事態宣言:期間延長

【ポイント】

- 15日、コンデ大統領は、新型コロナウイルスの流行に対する措置として、既に発出されているギニア全土における非常事態宣言を、10月15日より更に1カ月間延長する旨発表しました。
- 引き続き手洗い、うがい、マスク着用の励行に努め、人混みは避ける等感染予防にご留意ください。

【内容】

1 15日、コンデ大統領は、新型コロナウイルスの流行に対する措置として、既に発出されているギニア全土における非常事態宣言を、10月15日より更に1カ月間延長する旨発表しました。

主な措置は以下のとおりです。

- ・商業便の運航再開は、相互主義の下、現行の衛生対策の厳格な遵守が条件である。
- ・大コナクリ地域(コナクリ市、コヤ県、ドゥブレカ県)における夜間外出禁止令は、引き続き深夜0時から翌朝4時までとする。その他の地域における夜間外出禁止令は引き続き対象外となる。
- ・マスクの着用義務は継続する。
- ・その他の非常事態宣言の衛生上の措置は、継続して適用される。

2 在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、手洗い、うがい、マスク着用の励行に努めるとともに、外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。また、仮に外出時等に、感染拡大防止のための隔離措置に巻き込まれるような場合には、速やかに以下の大使館連絡先までご一報をお願いいたします。

3 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>